

今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 4 月

岸和田市

【実施要領】

目 次

第1章 公募型プロポーザル実施要領の位置づけ.....	1
第2章 業務の概要.....	1
2.1 業務の目的.....	1
2.2 業務名称.....	1
2.3 業務箇所.....	1
2.4 業務主体.....	1
2.5 業務方式.....	1
2.6 選定方式.....	2
2.7 対象施設.....	2
2.8 業務範囲.....	2
2.9 業務期間.....	3
2.10 提案上限価格.....	3
2.11 遵守すべき法制度等.....	3
2.12 岸和田市による業務の実施状況のモニタリング.....	6
第3章 プロポーザル参加の手続等	8
3.1 事業者選定等のスケジュール.....	8
3.2 参加者の構成	8
3.3 業務スキーム	9
3.4 プロポーザル参加に関する手続き	10
3.5 プロポーザル参加に関する留意事項.....	12
3.6 資料の貸出等	13
3.7 担当窓口.....	14
第4章 参加資格要件等.....	15
4.1 参加者の参加資格要件.....	15
4.2 代表企業に必要な資格要件	16
4.3 建設企業に必要な資格要件	16
4.4 地元企業に必要な資格要件	17
4.5 設計企業に必要な資格要件	17
4.6 参加者の制限	17
4.7 参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い	18
第5章 提出書類.....	19
5.1 参加資格審査書類.....	19
5.2 提案書類.....	20
第6章 事業者の選定方法.....	21
6.1 選定委員会・アドバイザー	21

6.2 参加資格の確認.....	21
6.3 提案書類の確認.....	21
6.4 價格審査・基礎審査.....	21
6.5 外部有識者.....	22
6.6 プレゼンテーション等の実施.....	22
6.7 技術提案内容の審査	22
6.8 最優秀提案者等の選定.....	22
6.9 受注候補者の決定	22
6.10 その他.....	22
6.11 審査結果の通知及び公表	23
第7章 岸和田市と事業者の責任分担.....	24
7.1 基本的考え方	24
7.2 予想されるリスクと責任分担.....	24
第8章 契約に関する事項	27
8.1 契約手続き	27
8.2 契約の枠組み	27
8.3 契約保証金.....	28
第9章 対価の支払い	29
9.1 費用の構成.....	29
9.2 費用の調達.....	29
9.3 費用の支払方法.....	29
9.4 物価変動による工事費の変更.....	29

第1章 公募型プロポーザル実施要領の位置づけ

今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）は、岸和田市が「今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務」（以下、「本業務」という。）をD B（Design Build）方式により実施し、「岸和田市上下水道局プロポーザル方式実施に関する要綱」及び「岸和田市公募型プロポーザル方式事務マニュアル」に基づき公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は実施要領と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 評価基準書
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 基本契約書（案）
- (6) 設計業務委託契約書（案）
- (7) 工事請負契約書（案）

第2章 業務の概要

2.1 業務の目的

岸和田市では、今木配水場と赤山配水場の内、今木配水場を廃止して赤山配水場に統合することとしている。本業務は、配水場の統合に当たり、赤山配水場から今木配水区域へ配水する今木・赤山連絡管を整備することを目的とする。

2.2 業務名称

今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務

2.3 業務箇所

大阪府岸和田市岡山町（赤山配水場付近）から大阪府岸和田市西之内町（岸和田市立まなび中央公園付近）まで

2.4 業務主体

岸和田市

2.5 業務方式

本業務は、技術提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するD B（Design Build）方式

で実施する。なお、本業務に関しては、国土交通省の交付金を受けることを予定しており、本業務の受注者（以下、「事業者」という。）は、交付金申請等に伴う資料作成等を行う。設計及び工事に必要な資金については岸和田市が調達する。

2.6 選定方式

本業務は、対象施設に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間企業の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められた者を特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.7 対象施設

本業務の基本設計段階の対象施設の概要は表 2-1 に示すとおりとする。計画布設ルート図を別紙に示す。

表 2-1 対象施設の概要

口径		φ 800	φ 600	φ 500	φ 300	合計	
管種		耐震管	耐震管	耐震管	耐震管		
種別		配水本管	配水本管	配水本管	その他		
工種	単位						
開削工法	m	661	1,831	819	410	3,721	
非開削工法	箇所	-	1	-		1	
	m	-	1,981	-		1,981	
不断水工	分岐	-	-	-	1	1	
その他	減圧弁	箇所	-	-	1	1	

※基本設計は、あくまでも事業規模を把握するためのものであるため、概要はルート、数量及び非開削工法の種類及び区間を含めて確定したものではない。

※口径は必要最低限の口径を示しており、必要に応じて増径を考慮してもかまわない。

※管種は水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）に基づくレベル2地震に耐えうる管とする。

2.8 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び工事であり、その概要は表 2-2 のとおりである。また、対象施設の詳細は貸出する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
	地質調査	設計施工に必要な部分の地質調査

	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
設 計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、設計図書（図面、数量計算書及び設計書等）の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る発注者の補助を行う。
	交付金申請書等作成業務	交付金の申請に必要となる申請書類及び報告書類等の作成を行う。
工 事	工事	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。工事に必要となる試掘調査、井戸調査及び家屋調査等を含む
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	交付金申請書等作成業務	交付金の申請に必要となる申請書類及び報告書類等の作成を行う。
	変更及び出来高精算業務	工事の変更及び出来高精算に係る資料の作成を行う。

2.9 業務期間

令和 12 年 2 月 28 日まで

※ただし、詳細設計業務は令和 8 年 2 月 27 日までに完了すること

2.10 提案上限価格

本業務の提案上限価格は次のとおりとする。

金	4, 365, 130, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
工事費	4, 260, 300, 000 円
委託費	104, 830, 000 円

※提案上限価格を超える価格の提案を行った場合は失格となる。

2.11 遵守すべき法制度等

本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。（業務期間中に改訂された場合は、改訂内容の対応について協議を行う事。）

1) 関係法令

- ・ 水道法

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する規則
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則

- ・個人情報の保護に関する法律
 - ・文化財保護法
 - ・都市計画法
 - ・資源の有効な利用の促進に関する法律
 - ・駐車場法
 - ・岸和田市上水道事業給水条例
 - ・岸和田市環境保全条例
 - ・岸和田市情報公開条例
 - ・岸和田市個人情報保護条例
 - ・その他関係する法令、条例、規則等
- 2) 基準及び仕様等
- ア) 共通（全て最新版とする）
- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
 - ・水道維持管理指針（日本水道協会）
 - ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
 - ・水理公式集（土木学会）
 - ・コンクリート標準示方書（土木学会）
 - ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
 - ・水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
 - ・水道工事標準仕様書（日本水道協会）
 - ・水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
 - ・岸和田市土木工事標準仕様書
 - ・岸和田市土木工事施工管理基準
 - ・岸和田市水道工事関係提出書類
 - ・日本工業規格（JIS）
 - ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
 - ・土木製図基準（土木学会）
 - ・電気設備工事監理指針
 - ・機械設備工事監理指針
 - ・土木構造物設計ガイドライン（国土交通省）
 - ・日本水道協会規格（JWWA）
 - ・道路土工（日本道路協会）
 - ・土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
 - ・建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
 - ・建設公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
 - ・河川砂防技術基準（国土交通省）
 - ・その他関係する規格、基準、要領、指針等

イ) 非開削工法（全て最新版とする）

- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道シールド工法の指針（日本下水道協会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（（財）鉄道総合技術研究所）
- ・ 近接工事設計施工マニュアル（JR東日本）
- ・ 薬液注入工法による建設工事の施行に関する暫定指針（国土交通省）
- ・ 薬品注入工事に係る施工管理について（国土交通省）
- ・ 日本電気工学会標準規格（JEM）
- ・ 日本電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・ 道路橋示方書（日本道路協会）
- ・ 水管橋設計基準（日本水道鋼管協会）
- ・ 水管橋外面防食基準（日本水道鋼管協会）
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

3) 積算基準

- ・ 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
- ・ 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・ 推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
- ・ 工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- ・ その他関係する積算基準等

2.1.2 岸和田市による業務の実施状況のモニタリング

ア) モニタリングの目的

岸和田市は、事業者による設計及び工事が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本業務のモニタリングを行う。

イ) モニタリング計画書の提出及び確認

事業者は要求水準書に定める要件及び提案書類に示した内容に対して、モニタリングの時期（設計の各段階及び工事の各段階等）、モニタリングの方法を記載したモニタリング計画書を作成し、設計及び工事の着手時、その他必要な時期に岸和田市に提出し、確認を受けること。なお、モニタリング計画書の作成に当たっては、「岸和田市水道工事関係提出書類」を考慮すること。

ウ) モニタリング報告書の提出及び確認

事業者はモニタリング計画書に沿って、要求水準書に定める要件及び提案書類に示し

た内容等への適合に関する実施状況を反映させたモニタリング報告書をモニタリング計画書に示す時期に岸和田市に提出し確認を受けること。なお、岸和田市は必要に応じて、事業者に進捗状況についての報告を求めることができる。

エ) モニタリングの結果

岸和田市のモニタリングにより、要求水準書に定める要件及び提案書類に示した内容等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、岸和田市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

オ) モニタリングの実施者

岸和田市は必要に応じて、モニタリングの実施を第三者（モニタリング業務受託者）に委託することができる。

第3章 プロポーザル参加の手続等

3.1 事業者選定等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3・1 のとおりである。なお、本業務に係る基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）は参加資格審査後に提示する。

表 3・1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	日 程
プロポーザル公告（実施要領、要求水準書、評価基準書、様式集を以下「実施要領等」という。）の公表	令和6年4月22日（月）
実施要領等に関する質疑受付	実施要領等の公表日から 令和6年5月17日（金）まで
実施要領等に関する質問に対する回答の公表	令和6年6月7日（金）
参加資格審査書類の受付	令和6年7月1日（月）から 令和6年7月5日（金）まで
参加資格審査結果の通知	令和6年7月19日（金）
基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）（以下、「契約書等」という。）に関する質疑受付	契約書等の提示から 令和6年8月9日（金）まで
契約書等に関する質問に対する回答	令和6年8月23日（金）
提案書類の受付	令和6年10月21日（月）から 令和6年10月25日（金）まで
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和6年12月上旬
事業者の選定通知	令和7年1月中旬
基本協定の締結	令和7年2月上旬
基本契約の締結	令和7年3月下旬
設計業務委託契約の締結	令和7年3月下旬
工事請負契約の締結	令和8年3月下旬（提案内容に基づく）

3.2 参加者の構成

- 1) 参加者は、複数の企業等により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「特定JV」という。）とする。特定JVを構成する企業を「構成企業」とする。
- 2) 各構成企業は、特定JVの組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結する。
- 3) 特定JVは、設計企業、建設企業、地元企業を含むものとする。各企業に必要な資格要件は、第4章 参加資格要件等による。なお、地元企業が建設企業の資格要件を満たす場合は、建設企業を地元企業が担うことができる。

- 4) 設計企業、建設企業及び地元企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業を兼ねることはできない。なお、参加者の構成企業は他の参加者の構成企業となることはできない。
- 5) 参加者の代表企業は、建設企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び参加手続きを行う。なお、代表企業は、業務期間を通じて、設計から工事に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。
- 6) 構成員における地元企業は「4.4 地元企業に必要な資格要件」を満たす企業とする。
- 7) 協力企業における地元企業は、岸和田市内に本社・本店を置く地元の企業を少なくとも1者含むものとする。なお、協力企業とは特定JVより業務を請け負う企業をいい、協力企業数の上限は設けないが、プロポーザル参加時の参加者間での協力企業の重複は認めない。

3.3 業務スキーム

本業務の業務スキームは、図 3-1 に示すとおりとする。

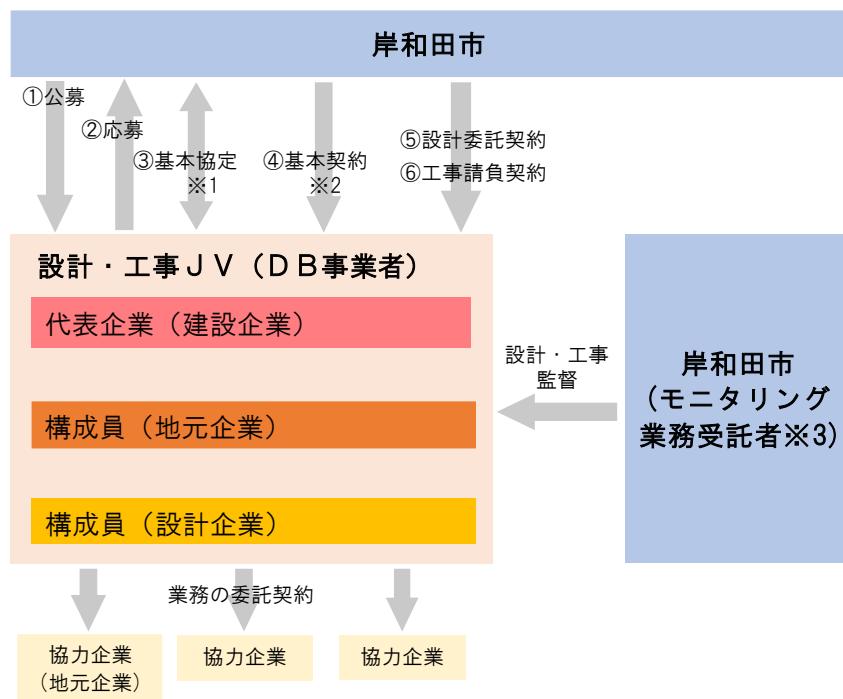


図 3-1 業務のスキーム

3.4 プロポーザル参加に関する手続き

1) 実施要領等に関する質問受付・回答

ア) 質問

実施要領等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施要領等の公表から令和6年5月17日（金）午後5時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和6年5月21日（火）午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	質問書様式1～4「実施要領に関する質問書」等に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務の実施要領等に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.7に記載のとおり

イ) 質問に対する回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと岸和田市が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和6年6月7日（金）
ホームページアドレス	https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/56/puropo2024saiyoukeikaku.html

2) 資料の貸出

基本設計資料等の貸出は、以下のとおり行う。

貸出期間	公告日から令和6年6月14日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの開庁時間内に貸出及び返却を行うものとする。
申込書の様式	申込様式1「実施要領関連資料貸出申込書」に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。また、申込様式2「守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記載の上、貸出日当日までに郵送又は持参にて提出すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務の資料貸出申込】とすること。
貸出場所及び貸出等の申込先	3.7に記載のとおり
留意事項	各申込企業の貸出期間は最大3日間とする。複数申込がある場合は、電子メールの先着順に貸出することとする。また、貸出できる回数は各参加企業につき1回とする。

3) 参加資格審査書類の受付

参加者は、受付期間内に参加資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年7月1日（月）～令和6年7月5日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7に記載のとおり
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1 参加資格審査書類の「参加資格審査に関する提出書類」

4) 契約書等に関する質問受付・回答

ア) 質問

実施要領等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	契約書等の提示から令和6年8月9日（金）午後5時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和6年8月15日（木）午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	契約書等提示に合わせて提示する質問書様式に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務の契約書等に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.7に記載のとおり

イ) 質問に対する回答

質問に対する回答については、個別に行い、公表しない。

5) 提案書類の受付

参加者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年10月21日（月）～令和6年10月25日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.2 提案書類

6) プロポーザル参加辞退届の受付

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、プロポーザル参加を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル参加辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年10月21日（月）～令和6年10月25日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7に記載のとおり
提出方法	持参すること。
提出書類	参加資格審査に関する提出書類の「様式II-1」

7) プレゼンテーション等の実施

岸和田市は、価格審査及び基礎審査を通過した参加者に対し、令和6年12月上旬に技術提案書の内容に関するプレゼンテーションを行ってもらうとともに、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する参加者の代表企業に令和6年11月8日（金）までに別途通知する。

3.5 プロポーザル参加に関する留意事項

1) 実施要領の変更

実施要領に記載の内容について、変更を行う場合がある。変更を行う場合は、その旨を岸和田市ホームページへ掲載するとともに参加者が特定されている場合においては全参加者に通知するものとする。

2) 実施要領の承諾

参加者は提案書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

3) 費用負担

プロポーザル参加に際し、参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

4) プロポーザル参加において使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

プロポーザル参加において使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5) 著作権

参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

ただし、参加者が作成した技術提案書等の書類については、岸和田市が必要と認める場合には、岸和田市は、参加者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

6) 特許権等

技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法及び維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、技術提案を行った参加者が負う。

7) 提出書類の取扱い

参加者から提出を受けた書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。ただし、岸和田市が必要と認める場合に追加資料の提出を求める場合がある。なお、提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

8) 提示資料の取扱い

岸和田市が提示する資料は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

9) 情報公開

岸和田市は提出された技術提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、業務を営むうえで、競争上又は業務運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、プロポーザルの最優秀提案者の特定前において、決定に影響ができる恐れがある情報については決定後の開示とする。

10) プロポーザル参加無効に関する事項

参加資格審査書類及び提案書類の受付期間後に提出した書類は無効とする。

11) 参加者が1者のみであった場合の取扱い

本プロポーザルに対する参加者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、参加者の審査を行い、受注候補者として選定することの可否を決定する。

12) 必要事項の通知

実施要領等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

13) 参加者の名称

参加者の名称は以下のとおりとする。

- ア) 名称中、記号は構成企業を表し、すべての構成企業を簡潔に示すこと。
- イ) 代表企業を最初に示し、他の構成企業は順不同とすること。

14) プロポーザルの停止、中止又は取り消し

緊急やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。

15) その他

参加者はプロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

3.6 資料の貸出等

下記資料は、資料の貸出の期間内に貸出を行うものとする。貸出可能な資料は数に限りがあるため、可能な限りはやめに申込むこと。

【貸出資料】

- ・今木・赤山配水区域統合基本設計他業務委託（R3.3）報告書
- ・基本設計図（修正版）電子データ CD-R（PDF形式、DWG形式、DXF形式）

【掲載内容】

- ・連絡管ルート検討資料
- ・地下埋設物調査資料
- ・地質調査資料
- ・管網計算資料
- ・その他

3.7 担当窓口

手続きについての担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7-1
岸和田市上下水道局総務課
TEL：072-423-9590（直通）
電子メール：ssoumu@city.kishiwada.osaka.jp

第4章 参加資格要件等

参加者の構成企業の資格要件は次のとおりとする。

4.1 参加者の参加資格要件

- 1) 岸和田市の「建設工事指名競争入札参加資格者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- 2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- 3) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- 4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- 5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- 6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下、「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- 7) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- 8) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 9) 直近 1 年間に事業税、法人税、市町村税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- 10) 以上の事項は、基準日を参加資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「参加資格要件審査基準日」という。）とする。

4.2 代表企業に必要な資格要件

- 1) 代表企業は、建設企業とすること。
- 2) 代表企業は、工事に対応する許可業種に係る監理技術者及び現場代理人を配置すること。
- 3) 参加及び契約手続き、並びに設計から工事に係る事業全体の業務を総合的に調整・管理できる統括責任者を配置すること。なお、監理技術者と統括責任者は兼ねることができる。
- 4) 統括責任者は、4.3の2)の資格要件を満たすものでなければならない。なお、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

4.3 建設企業に必要な資格要件

建設企業は次の1)から4)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設業法の規定による「土木一式工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本業務現場に専任で配置できること。なお、参加者と、本業務の参加資格要件審査基準日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
 - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 1級建設機械施工技士
 - b 法第15条第2号ロ又はハに該当する者
 - c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」(選択科目を「農業土木」に限る。)「森林部門」(選択科目を「森林土木」に限る。)「水産部門」(選択科目を「水産土木」に限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 - ② 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。
- 3) 本業務の施工にあたって、上記2)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員を確保することができること。
- 4) 平成17年度から参加資格要件審査基準日までの間に、a及びb又はcの完成実績があること。なお、複数企業で実績を満足することも可能であり、代表企業はいずれかの実績があること。
 - a 地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における送水管又は配水管の口径600mm以上のシールド工事の元請又は下請としての完成実績があること。
 - b 地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径500mm以上の送水管又は配水管の布設工事の元請としての完成実績があること。
 - c 地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における管路D Bの元請としての完成実績があること。

4.4 地元企業に必要な資格要件

地元企業は次の1)から3)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設業法の規定による「土木一式工事」に係る一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 共同企業体の構成員になる場合には、国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。監理技術者を必要とする場合は、4.3の2)の資格要件を満たすものでなければならない。なお、参加資格要件審査基準日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- 3) 参加資格要件審査基準日現在、岸和田市内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。なお、地元企業が4.3の資格要件を満たし、建設企業となる場合においては、本項を満たす必要がある。

4.5 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次の1)から4)までの条件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設コンサルタント登録規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けている者であること。
- 2) 次の要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。
 - ① 管理技術者にあっては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - ② 照査技術者にあっては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - ③ 参加者と、参加資格要件審査基準日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- 3) 上記2)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員を確保することができるのこと。
- 4) 平成17年度から参加資格要件審査基準日までの間に、以下の完成実績があること。なお、複数企業で実績を満足することも可能である。
 - a 地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径500mm以上の送水管又は配水管の詳細設計業務の元請としての完成実績があること。
 - b 地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における送水管又は配水管の口径600mm以上のシールド工事の詳細設計業務の元請としての完成実績があること。

4.6 参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、参加者となることはできない。

1) 選定委員会に関する制限

今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

2) アドバイザリー業務に関わっている者に関する制限

本業務のアドバイザリー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。

「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

なお、本業務のアドバイザリー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社NJS
- ・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

4.7 参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

参加者の代表企業及び構成企業が、参加資格要件審査基準日の翌日から基本協定の締結日までの間、4.1～4.5に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

1) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合は当該特定JVを失格とする。

2) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合は当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が受注する予定であった業務について、新たに岸和田市へ参加資格審査書類を提出し、参加資格の審査を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 提出書類

5.1 参加資格審査書類

プロポーザル参加時の提出書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

	提出書類	様式
参 加 資 格 審 査 に 関 す る 提 出 書 類	・参加資格審査書類一覧表	様式 I - 1
	・参加表明書	様式 I - 2
	・参加者の構成企業一覧表	様式 I - 2 - 1
	・資格審査申請書	様式 I - 3
	・設計企業の参加資格要件に関する書類	様式 I - 4
	・設計業務実績	様式 I - 4 - 1
	・配置予定技術者の資格（設計企業）	様式 I - 4 - 2
	・建設企業の参加資格要件に関する書類	様式 I - 5
	・施工実績	様式 I - 5 - 1
	・配置予定技術者の資格（建設企業）	様式 I - 5 - 2
	・統括責任者の資格（代表企業）	様式 I - 5 - 3
	・地元企業の参加資格要件に関する書類	様式 I - 6
	・配置予定技術者の資格（地元企業）	様式 I - 6 - 1
	・プロポーザル参加者構成表及び役割分担表	様式 I - 7
	・委任状（特定JVの各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状）	様式 I - 8
	・会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	—
	・決算報告書（代表企業、構成企業、決算報告書は直近3ヶ年）	—
	・登記簿謄本（代表企業、構成企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	—
	・参加資格要件各種税の納税証明書（代表企業、構成企業、直近1ヶ年）	—
	・参加資格要件チェックリスト	—
	・特定JV協定書	—
その他	・プロポーザル参加辞退届	様式 II - 1

5.2 提案書類

技術提案参加時の提出書類は、下表のとおりとする。詳細は提出書類作成要領及び様式集を参照すること。

① 提案書類審査に関する提出書類	
・提案書類提出一覧表	様式III－1
・提案書類提出書	様式III－2
・提案価格書（見積書）	様式III－3
・提案価格計算書	様式III－4
② 技術提案書	
・設計企業の実績一覧	様式IV－1
・建設企業の実績一覧	様式IV－2
・地元企業の実績一覧	様式IV－3
・配置予定技術者の実績一覧	様式IV－4
・業務実施方針	様式IV－5
・業務実施体制	様式IV－6
・調査・設計計画	様式IV－7
・施工計画	様式IV－8
・工期の確実性に関する事項	様式IV－9
・負担軽減に関する事項	様式IV－10
・環境配慮に関する事項	様式IV－11
・地域貢献に関する事項	様式IV－12
・課題解決能力に関する事項	様式IV－13
・その他に関する事項	様式IV－14
・要求水準チェックリスト	様式IV－15
・設計企業のSDGs登録や認証を確認できる書類	様式任意
・建設企業のSDGs登録や認証を確認できる書類	様式任意

第6章 事業者の選定方法

6.1 選定委員会・アドバイザー

事業者の選定にあたり、岸和田市は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や実施要領の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における6.2～6.9示す事項を実施する。また、岸和田市は、プロポーザルにおけるアドバイザーを選任し、アドバイザーは事務局とともにプロポーザルの運営及び選定委員会を支援する。なお、アドバイザーは選定委員会の要請を受けた場合に必要な情報を選定委員会に提供するが審査には加わらない。

6.2 参加資格の確認

1) 参加資格審査書類の確認

岸和田市は、本業務の参加者に求めた参加資格審査書類が全て揃っていることを確認する。

書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

なお、軽微な書類の不備とは一部書類の提出漏れ、誤字、脱字及び日付漏れである。

2) 参加資格要件の審査

岸和田市は、参加者が実施要領に記載した参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていないことを審査する。参加資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
参加資格要件	実施要領「第4章」の各項目

3) 結果の通知

岸和田市は、参加資格審査の結果を参加者の代表企業に書面にて通知する。

6.3 提案書類の確認

参加者から提出された提案書類が全て揃っていることを事務局が確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

6.4 億格審査・基礎審査

1) 億格審査

参加者が提出した提案価格が、提案上限価格以内であるかを事務局が審査する。提案上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い参加者については、プレゼンテーションにおいて価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

2) 基礎審査

提案価格が提案上限価格以内である参加者を対象として、技術提案内容の審査を実施する。技術提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを事務局が審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

3) 結果の通知

岸和田市は、価格審査及び基礎審査の結果を、参加者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーション参加者へはプレゼンテーションの日程を参加者に通知する。

6.5 外部有識者

プロポーザル方式における審査の専門性及び透明性等を確保するため、外部有識者から意見を聴取する。なお、外部有識者は選定委員会の要請を受けた場合に必要な意見を選定委員会に提供するが審査には加わらない。

6.6 プrezentation等の実施

価格審査及び基礎審査後、選定委員会は参加者ごとにプレゼンテーションのうえ、当該参加者に対し、ヒアリングを行う。

6.7 技術提案内容の審査

選定委員は参加者が提出した提案内容に対して、評価項目及び配点表に基づき得点化を実施する。なお、外部有識者の意見を参照し、選定委員の採点により評価する。

詳細については、「評価基準書」に示す。

6.8 最優秀提案者等の選定

各参加者の総合評価点が最も高い提案をしたものを、最優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点が同点の場合は、価格見積書の価格が最も安価な参加者を最優秀提案者として選定する。価格も同額の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。その際の順番は提案書類の受付順とする。

6.9 受注候補者の決定

岸和田市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本業務の受注候補者に、次点のものを次点候補者に決定する。

ただし、本業務に対する参加者が1者のみであった場合は、受注候補者のみを決定する。

このとき、参加者の総合評価点が60点以上の場合を受注候補者とし、60点未満の場合は失格とする。

6.10 その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。なお、失格の判断は選定委員会で決定する。

- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・評価の公平性の確保に影響を与える行為があった場合
- ・市長、副市長、選定委員、アドバイザー及び外部有識者に対して、直接、間接を問わず、本業務に関連した事項について故意に接触を求めた場合
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6.1.1 審査結果の通知及び公表

岸和田市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、参加者に対して書面にて通知するとともに、通知日の翌営業日に岸和田市ホームページで公表する。受注候補者と次点候補者への書面通知には、受注候補者であること、次点候補者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各参加者の総合評価点の算定結果は公表するが、受注候補者の代表企業及び構成企業の名称は公表し、それ以外の参加者は代表企業のみ名称を公表し、構成企業は非公表とする。

公表内容は以下のとおりである。

- ・受注候補者の名称、法人番号、総合点及び選定理由
- ・受注候補者以外の参加者の名称及び総合点

※名称は五十音順で表記する。

※総合点は点数順で表記する。ただし、対象者が1者の場合は公表しない。

なお、2位以下は名称と総合点は別項とし、関連付けしない。

- ・選定委員の所属及び役職名
 - ・外部有識者から意見聴取した場合は、外部有識者の所属、役職名及び氏名、意見
- なお、受注候補者にならなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に岸和田市へ説明を求めることができる。

第7章 岸和田市と事業者の責任分担

7.1 基本的考え方

本業務は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指す。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、岸和田市がそのすべて又は一部を負うこととする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

岸和田市と事業者との責任分担は、表7-1及び表7-2に示すとおりであり、参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

表 7-1 リスク分担 (1/2)

(共通事項)

リスクの種類		リスクの内容	リスクの負担者	
			岸和田市	事業者
計画リスク	計画変更リスク	1) 岸和田市の施策変更による事業への影響(変更・中断・中止など)	○	
入札・契約リスク	入札手続きリスク	2) 実施要領、手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	契約リスク	3) 岸和田市の事由による契約の未締結	○	
		4) 事業者の事由による契約の未締結		○
制度関連リスク	法令変更リスク	5) 法制度・許認可の新設・変更による事業への影響	○	
	消費税変更リスク	6) 調査・設計・建設に係る消費税の変更によるもの	○	
		7) 法人の利益に係る税制度の変更によるもの(法人税率等)		○
	税制変更リスク	8) 本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
	許認可リスク	9) 岸和田市の事由による許認可等取得遅延	○	
		10) 事業者の事由による許認可等取得遅延		○
	第三者賠償リスク	11) 岸和田市の責任に帰すべき事業期間中の事故の賠償(岸和田市の指示による事故発生の場合など)	○	
	住民対応リスク	12) 事業者の責任に帰すべき事業期間中の事故の賠償		○
		13) 本事業の実施そのものに関する住民対応	○	△
	環境リスク	14) 事業者が行う業務(調査・工事)に関する住民対応		○
		15) 岸和田市が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		16) 事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○
経済リスク	保険リスク	17) 設計及び建設段階のリスクをカバーする保険		○
	物価変動リスク	18) 本事業に係る、物価変動に係る費用増減リスク(一定の範囲内)		○
		19) 本事業に係る、物価変動に係る費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
その他リスク	安全確保リスク	20) 事業者が行う調査・設計・建設における安全性の確保		○
	構成企業・協力企業リスク	21) 構成企業及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		○
	債務不履行リスク	22) 岸和田市の事由による(岸和田市の債務不履行、埋蔵文化財の発見等)工事の中止・延期	○	
		23) 岸和田市の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		24) 事業者の事由による(事業破綻、事業放棄等)工事の中止・延期		○
	不可抗力リスク	25) 本事業に係る、戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△

○:主負担

△:従負担(不可抗力における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は岸和田市が負担する。)

表 7-2 リスク分担 (2/2)

(調査・設計・工事)

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		岸和田市	事業者
調査設計段階のリスク	測量・調査リスク	1) 岸和田市が実施した測量・調査に関するもの	○
		2) 事業者が実施した測量・調査に関するもの	○
	設計リスク	3) 岸和田市の事由(提示条件や配管ルート等の大幅な変更等)による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○
		4) 事業者の事由(提案の不備、事業者の事由による履行遅れ、設計不備等)による本業務の設計等の完了遅延・設計費の増大	○
工事段階のリスク	用地リスク	5) 建設予定地の確保に関すること	○
		6) 建設に要する資材置き場等の確保に関すること	○
		7) 地下埋設物(既存資料で把握及び想定不可能なもの)に関するもの	○
		8) 地下埋設物(既存資料で把握及び想定可能なもの)に関するもの	○
		9) 文化財の存在に関するもの	○
	工事遅延リスク	10) 岸和田市の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工・工事費の増大	○
		11) 事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	○
	工事費増大リスク	12) 岸和田市の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○
		13) 想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○
	要求性能リスク	14) 事業者の事由による工事費の増大	○
	施工管理リスク	15) 要求水準不適合(施工不良を含む)	○
	引渡前損害リスク	16) 事業者が実施した施工管理に関するもの	○
		17) 引き渡し前に、工事目的物、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害	○

○: 主負担

△: 従負担(不可抗力における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は岸和田市が負担する。)

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

1) 契約の条件

岸和田市と受注候補者は、審査結果の通知及び公表後に、契約の締結に関する基本協定締結に向けて協議し、基本協定書（案）の内容について、速やかに合意、協定の締結を行う。

また、基本契約書（案）の内容に関する協議を行い、当該協議の内容に基づき、令和7年3月下旬を目途に契約を締結する。

なお、本業務に係る翌年度以降の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル参加に要したすべての費用について岸和田市に請求することができず、参加者の負担となる。

2) 契約の解除

受注候補者が4.7「参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、参加資格要件を喪失した場合は、岸和田市は受注候補者として次点候補者に決定した参加者と契約交渉を行う。ただし、4.7.2)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに岸和田市へ参加資格審査書類を提出し、参加資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を岸和田市が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

1) 設計業務委託契約の概要

岸和田市は受注者に選定されたものとの間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、受注者から見積書を提出してもらい業務委託契約を締結する。

なお、契約金額については、受注者の提案価格（税込み）以下の金額により契約する。

2) 工事請負契約の概要

設計業務委託の完了後、岸和田市は受注者との間で、詳細設計に基づく工事内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、受注者から見積書を提出してもらい請負契約を締結する。なお、契約金額については、受注者の提案価格（税込み）以下の金額により契約する。

3) 対象者

契約の対象者は、基本契約、設計業務委託契約、工事請負契約とともに、特定JVとする。

4) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定の締結	令和7年2月上旬
基本契約の締結	令和7年3月下旬
設計業務委託契約の締結	令和7年3月下旬
工事請負契約の締結	令和8年3月下旬
契約工期	令和12年2月末

8.3 契約保証金

設計業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）に基づくものとする。

第9章 対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目		該当する業務	備考
設計	調査費	調査業務（測量、地質、埋設物）	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
		交付金申請書等作成業務	
工事	工事費	調査業務（家屋調査等）	
		工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		交付金申請書等作成業務	
		変更及び出来高精算業務	

9.2 費用の調達

設計及び工事等に要する費用は、岸和田市が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

設計に要する費用は、出来高に応じて支払う。

工事に要する費用は、各年度の前払い、中間払い及び出来高等に応じて支払う。

なお、各年度の支払限度額は、設計業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）に基づくものとする。現地点での支払可能額については、次の額を設定している。

- ・令和6年度 : 金0円
- ・令和7年度 : 金104,830,000円
- ・令和8年度 : 金852,060,000円
- ・令和9年度 : 金1,704,120,000円
- ・令和10年度 : 金1,278,090,000円
- ・令和11年度 : 金426,030,000円

9.4 物価変動による工事費の変更

岸和田市工事請負契約書第24条第1項の運用基準を準用する。